

第10章 事後調査

10.1 事後調査の方針

事後調査の方針は、以下に示すとおりである。

事後調査の実施にあたっては、具体的な内容を定めた事後調査計画を策定する。

事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、その時点での状況に応じ、現地調査等の実施や必要な追加の環境保全措置を検討する。

事後調査計画の策定や、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応については、必要に応じて専門家の指導・助言を受ける。

なお、以下に示す項目以外については、採用した環境保全措置の効果の不確実性は小さいことなどから、事後調査は実施しないが、本事業の実施においては、環境保全措置を確実に実施するとともに、環境の状況の把握と環境の保全に努めるため、水質、水底の底質、海域に生息する動物、海域に生育する植物については環境監視調査を実施する。

10.2 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1 事後調査の内容

環境要素の区分	影響要因の区分	内容
海生動物 ・オオシャミセンガイ	護岸の工事 埋立の工事 埋立地の存在	1. 事後調査を実施することとした理由 底生動物のオオシャミセンガイについては希少性がとりわけ高く、個体群の規模とその生息基盤が脆弱である可能性があることから、予測の結果に不確実性が存在し、環境保全措置として移植を講じることとしている。 移植に関する知見及び移植の事例は少なく、その効果に係る知見が不十分であることから、その効果に不確実性が存在する。
		2. 調査期間 移植実施後
		3. 調査方法 潜水による目視観察
		4. 調査箇所 移植箇所

10.3環境監視調査の内容

環境監視調査の内容は、表 10.3-1に示すとおりである。

環境監視調査の実施にあたっては、具体的な内容を定めた環境監視調査計画を策定する。

環境監視調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、その時点での状況に応じ、現地調査等の実施や必要な追加の環境保全措置を検討する。

環境監視計画の策定や、環境監視調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応については、必要に応じて専門家の指導・助言を受ける。

表 10.3-1 環境監視調査の内容

調査項目		調査頻度等	調査方法	調査地点
水質	濁度、浮遊物質	護岸工事中～ 護岸工事完了後3年間	機器による計測 又は採水器による採水	対象事業実施区域 の周辺海域
	水温、塩分、 水素イオン濃度、 溶存酸素（表層・底層）、 化学的酸素要求量、 栄養塩類等			
水底の底質	粒度組成、 強熱減量、硫化物、 化学的酸素要求量、 水素イオン濃度、 含水率、全窒素、 全燐	4季／年	採泥器による採泥	
重要な動物等 （海域に生息するものを除く。）	鳥類	護岸工事完了後3年間 4季／年	定点観察法等	対象事業実施区域 及びその周囲
海域に生息する動物	動物プランクトン、 底生動物	護岸工事中～ 護岸工事完了後3年間	定量ネットや採水器・ 採泥器等での採取	対象事業実施区域 の周辺海域
	植物プランクトン	4季／年		
海域に生育する植物	海岸植物	護岸工事中～ 護岸工事完了後3年間 4季／年	目視観察	対象事業実施区域 東部の干潟・砂浜